

事務連絡
令和8年7月27日

各都道府県衛生主幹部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医 事 課
歯 科 保 健 課
看 護 課
健康・生活衛生局がん・疾病対策課

医療関係職種の養成所・養成施設における
B型肝炎に関する教育の推進について（依頼）

医療関係職種の養成所・養成施設における教育の推進について、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染の再発防止等にあたって、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団（以下「原告団・弁護団」という。）と協議の場を設けており、その中で、感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実等の要望がなされています。また、令和7年8月27日の定期協議において、医療従事者を志す学生を対象にしたB型肝炎に関する副読本の作成・周知に関する要望がなされ、今般、原告団・弁護団の協力のもと、副読本「B型肝炎いのちの教育－プロフェッショナルを志す方へ－」が完成しました。

今回完成した副読本では、B型肝炎感染被害の歴史や実態を学び、また、安全な医療の提供や適切な感染対策の重要性について主体的に思考していただくことを目指しました。今後医療に携わる学生にとって、医療従事者としての姿勢を考える契機となり、ひいては、偏見や差別のない医療現場につながることを期待しています。

各都道府県においては、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎等に関する教育が推進されるよう、各養成所・養成施設に広くご周知の上、以下の点にご留意の上、ご指導お願いいたします。

なお、今回作成した副読本については、事前に提供いただいたリストに基づき、各都道府県の管轄の養成所・養成施設へ直送させていただきますのでご承知ください。

記

1. 副読本「B型肝炎いのちの教育－プロフェッショナルを志す方へ－」について

副読本については、8月以降、全国の各養成所・養成施設へサンプルとして20部を配付させていただきます。医療安全、感染対策、医療倫理等のご担当者へお渡しいただくよう、周知をお願いいたします。授業での利用や生徒への配付をご希望される場合は以下申請フォームからお申し込み可能ですので、併せて周知をお願いいたします。

- ・副読本申し込み申請フォーム（追加分）

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei2



- ・副読本「B型肝炎いのちの教育－プロフェッショナルを志す方へ－」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001661111.pdf>



2. B型肝炎に関する教育の工夫について

B型肝炎に関する教育において、患者や患者家族の声を直接聞く機会を授業に取り入れることが教育方法の工夫の一つとして挙げられます。原告団・弁護団ではこれまで、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動「患者講義」を全国の医療専門学校や養成施設等で実施してきました。なお、患者講義の代替ないし参考となる動画もございますので、併せて周知をお願い致します。

患者講義についてはいつでもお申し込みが可能です。実施をご希望される場合は弊省にて調整させていただきますので、実施日の2～3ヶ月前までを目安に以下の申請フォームから申請いただくよう、併せて周知をお願いいたします。

- ・患者講義について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001716276.pdf>



- ・B型肝炎教育普及のための動画

https://bkan.jp/pdf/goal_human_rights_dvd.pdf



- ・患者講義申請フォーム

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei2



3. 本事務連絡の対象養成所・養成施設

本事務連絡の内容は、以下の医療関係職種の養成所・養成施設に周知をお願いします。

保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局

がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

TEL：03－5253－1111

中島（内線2101）